

## 秋田市森林経営管理事業業務委託（森林経営管理制度事業）仕様書

### （適用範囲）

第1 本仕様書は、秋田市（以下「甲」という。）が発注する「秋田市森林経営管理事業業務委託（森林経営管理制度事業）（以下「本業務」という。）」に適用するものである。

### （業務目的）

第2 本業務については、平成31年4月施行の森林経営管理法（森林経営管理制度）の施行に伴い、森林所有者から秋田市が委託を受けた経営管理権集積計画に基づく森林施業を行う業務である。

### （実施内容）

第3 本業務の業務内容は以下のとおりとする。

- (1) 施業内容：スギ人工林および広葉樹等を主幹木とした保育間伐。
- (2) 施業目的：育成しようとする樹木の一部を伐採することにより、本数密度の低減、残存木の生長等の促進、光環境の改善を図り、整備方針に適合した森林を育成するために行う。
- (3) 不良木の淘汰
  - ア 間伐本数率 20%以上、35%以下
  - イ 地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合または施業体系から間伐本数率 20%未満とすることが適切と判断される場合は、間伐本数率 10%以上。
- (4) 実施方法
  - ア 本数密度の低減、残存木の成長育成等を促進するため適切な作業配慮をもって造成目的樹種の伐採を行う。
  - イ 積雪や風衝等が激しい地域、傾斜が急な区域や林床植生が少ない区域においては、一度に強度の間伐を行うと、間伐直後で間伐の効果が現れない期間は、雪害、風害、地表浸食等が発生する恐れがあるので、伐採の強度に十分に注意する。
  - ウ 林縁木の間伐は、被圧木以外、原則として行わない。
  - エ 地表面への細根の露出等、表土流亡の徴候が見られる林分では、間伐木の枝条を払い、幹をできるだけ斜面に対して横向きにして接地させる。
  - オ 地形等が急峻で災害で災害の危険性がある林分、V字上の沢地付近では、伐倒木の玉切りは行わない。
  - カ 伐採木、枝条等を沢地や道路周辺に放置しないものとし、林外へ搬出する場合は、土砂の流出、河川の汚濁等が生じないように十分に配慮する。
  - キ 実施にあたっては、残存木の配置等、採用する間伐方法を勘案し、伐倒等に関する作業手順など作業の安全面も含め、適切に実施する。
  - ク 本仕様書に定めない事項については、「秋田県造林施業等実施基準」に基づき実施する。

(疑義の解決)

第4 本仕様書の各項について、疑義または定めのない事項が生じたときは、甲と受注者（以下「乙」という）が協議によって解決するものとする。

(業務の指示および監督)

第5 乙は、本業務を実施するにあたり、甲の指定する監督職員と密接な連絡を取り、その指示および監督を受けなければならない。

(業務内容の承認および変更)

第6 乙は、業務着手に先立ち、本仕様書に基づき下記の書類を甲に提出しなければならない。また、その内容を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 監理技術者届
- (4) その他必要な書類

(損害賠償)

第7 本業務の実施中に生じた諸事故および第三者に損害を与えた場合は、直ちに甲にその状況及び内容を連絡し、甲の指示に従うものとする。また、損害賠償の責任は乙が負うものとする。

(代金減額請求権)

第8 契約不適合のある場合、甲は相当の期間を定めて乙に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、又は履行の追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

2 契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前項の規定による代金の減額の請求をすることができない。

(履行場所)

第9 本業務の履行場所は、以下のとおりとする。

履行場所：秋田市河辺三内字岩谷袋 68-8(河辺 91/28 林班)ほか 18 箇所